

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの第一条第一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率（令和二年金融庁告示第三十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>附則</p> <p>（この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>